

第3章 基本構想

1 基本理念

西条市では、高齢化が進むとともに、要介護等認定者数の増加やそれに伴う給付費の増大など、高齢者を取り巻く状況が変化してきています。また、元気な高齢者の社会参加や認知症高齢者への対応、一人暮らし高齢者への支援など、様々な課題が顕在化してきています。

市では、前計画において、介護保険サービスや保健・福祉のサービスを中心とした高齢者の自立支援・生活支援・生きがい対策等を目的とした事業を展開してきましたが、今後はその方向性を継承しながら、後期高齢者が大きく増加すると見込まれる2025年までの動向を見据えた、中長期的な視点に立った施策展開が求められます。

超高齢社会を迎えた今、高齢者が地域で自立した生活を継続できるよう、高齢者一人ひとりの生活実態に即した保健福祉サービスを提供するとともに、それぞれの価値観やニーズに応じた社会参加を支援することが必要です。また、今後、高齢期を迎える世代も含め、高齢者や地域の関係団体、行政の協働のもと、全ての市民が生涯にわたって健康でいきいきと住み慣れた地域で暮らしていけるよう取り組むことが必要です。

前計画で掲げた基本理念「活力ある高齢者像の構築」「高齢者の尊厳の確保と自立支援」「共に支え合う地域社会の形成」は、これら今後も求められる施策の方向性に合致していることから、本計画においても引き続き基本理念として継承していくこととします。

基本理念

活力ある高齢者像の構築

高齢者の尊厳の確保と自立支援

共に支え合う地域社会の形成

(1) 活力ある高齢者像の構築

明るく活力に満ちた高齢社会を築くためには、高齢者自らが、地域社会を構成する重要な一員として豊かな経験や知識をいかし、積極的な役割を果たしていくことが重要です。

地域包括ケアシステムを支える「自助」「互助」の視点から、高齢者の積極的な社会参加活動や生涯学習活動を支援し、健康でいきいきとした高齢者像を求め、誰もが長生きしてよかったといえる長寿社会の実現に努めます。

(2) 高齢者の尊厳の確保と自立支援

高齢者一人ひとりが持っている豊かな経験、知識、技術などが十分に発揮でき、生きがいと誇りを持って自立した生活が送れるよう、生きがい対策や生活支援対策の充実を図ります。

また、高齢者が寝たきりなどの要介護状態になっても、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護基盤の整備や介護サービスの質の向上に努めるとともに、判断能力が不十分な認知症高齢者等の財産や権利が守られ、いつまでも自分らしく、尊厳を保ちながら地域社会で暮らすことができるような生活環境の整備に努めます。

(3) 共に支え合う地域社会の形成

多くの高齢者は、長年生活し、慣れ親しんだ地域で暮らし続けることを望んでいます。たとえ要介護や要支援の状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう、介護保険サービスや介護保険外の保健・福祉サービスのみならず、地域住民やボランティアなど多様な主体によるインフォーマルなサービスも含めた総合的なサービス提供体制を整備する必要があります。

そこでは、地域全体で高齢者やその家族を支える力を再構築することが求められると同時に、支援のあり方としても、状況に応じ分野を問わず包括的に相談・支援を行う新しい福祉のまちづくりを目指す必要性が高まります。

このため、高齢者が生活する身近な地域において市民が共に支え合い共に生きる「地域共生社会」を実現するべく、支援のネットワークづくりや地域活動の拠点づくりなど、高齢者を支える地域社会の形成に努めます。

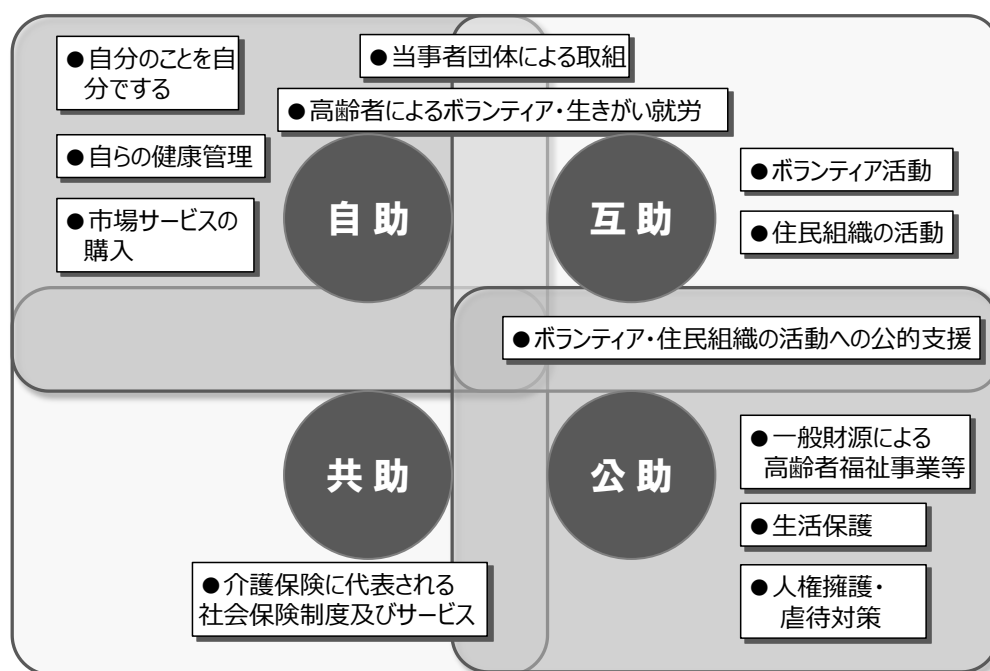
2 基本的政策目標

本計画で深化・推進を図る「地域包括ケアシステム」には、それを支える四つの視点があります。

高齢者自らの行動に基づく【自助】、必ずしも制度によらず自発的にお互いを支え合う【互助】、介護保険などリスクを共有する被保険者が費用を負担し合う【共助】、税により公が費用を負担する【公助】です。

これらは互いに重なる領域を持つものではありませんが、基本的政策目標の設定にあたり、それぞれどの視点にあたるものかを付しながら整理しました。

▼「自助・互助・共助・公助」からみた地域包括ケアシステム



出典：地域包括ケア研究会報告書（厚生労働省平成 25 年 3 月）より作成

(1) 社会参加と生きがいづくり

現在、西条市で最大の人口集団（コーホート）を占める年齢層は65～69歳です。一方、平成29年3月に厚生労働省が公表した第22回生命表によると、日本人の平均寿命は男性80.75歳、女性86.99歳で過去最高を更新したことが分かりました。

【自助】

市の高齢者が、この先も長く、自分らしく、地域で幸せに過ごしていくためには、高齢者自身が高齢期を余生として捉えるのではなく、第2の現役時代として前向きに捉え、いきいきと過ごすための様々な取組を実践していく必要があります。

【自助・互助】

そして、高齢者の生きがいづくりの素地になるものとして最も期待され、介護予防などに対しても効果があると考えられているのが、高齢者の地域における社会参加活動です。そこでは、高齢者をサービスの受け手としてのみ捉えるのではなく、これまでに培った豊富な経験や知識、技術をもって地域社会を支える一員として捉え、高齢者の元気な力をいかしていく視点が大切になってきます。

【自助・互助・公助】

本計画では、高齢者が持つ豊かな特性をいかした就業、生涯学習、老人クラブ活動やボランティア等の社会活動への主体的な参加を積極的に支援し、地域の一員として社会に貢献できる基盤づくりを進めます。

【共助・公助】

超高齢社会の中、できるだけ多くの高齢者が元気でいられるような支援が必要です。「西条市健康づくり計画（元気都市西条）」に基づき、一人ひとりが、自分の健康に責任を持ち、食事や運動などの生活習慣の改善に取り組めるよう、その重要性を広く啓発するとともに、同計画と連携した保健事業や介護予防事業の取組を進めます。

政策目標：社会参加と生きがいづくり

以上の視点から、高齢者自身による自助的な取組を支え、高齢者の能力を地域にいかす環境づくりなどを目指し、「社会参加と生きがいづくり」を政策目標に掲げています。

(2) 高齢者の自立支援

高齢者の尊厳を支えるケアを実現するため、介護が必要な高齢者の急増が見込まれる2025年までの間に、介護保険サービスの充実を図るとともに、在宅医療・介護の連携の推進、認知症施策や生活支援サービスの充実など地域包括ケアシステムの深化・推進を図らなければなりません。

【共助・公助】

今後予想される一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、在宅での医療ニーズの高まりなどを踏まえ、高齢者が尊厳のある生活を継続できるよう、地域密着型サービス、居宅サービス、医療と介護の連携体制の充実に努めます。市民が安心して質の高い介護保険や保健福祉サービスを選択できるよう、制度やサービス等に関する情報提供・相談体制、経済的な負担軽減など利用者支援に取り組みます。

「介護予防・日常生活支援総合事業」における介護予防・生活支援サービスでは、すでに前期から開始している「スマイルサポート教室（通所型サービスC）」、平成30年4月から開始する「訪問型サービスA」など、本市の特性に応じた事業の創出を引き続き図ります。

生活支援サービスについては、高齢者のニーズを把握し、サービス提供の担い手を確保しながら、地域の支援ニーズとサービスの提供活動のマッチングを行う生活支援コーディネーターが前期より活動を開始しており、生活支援体制整備をさらに進めます。

また、福祉関係団体、民生児童委員などの関係機関や団体のみならず、ボランティア、NPO、民間企業等も含めた多様なサービス主体による多様な生活支援サービスの確保に努めます。

一般介護予防事業として、全ての高齢者を対象に、市内高齢者の状況把握や介護予防に対する意識づくり、介護予防ケアマネジメントの適切な実行に努めます。

【互助・公助】

認知症の予防から早期発見・診断・対応、認知症高齢者や家族に対する各種サービス提供等の支援まで、認知症の人や介護者への支援を包括的に実施できる体制の充実を図るとともに、認知症サポーターの養成やキャラバンメイトの育成など、認知症を支える地域づくりにも継続して取り組みます。

政策目標：高齢者の自立支援

以上の視点から、高齢者の自立支援と重度化防止を目指し、「高齢者の自立支援」を政策目標に掲げています。

(3) 地域福祉の推進

地域包括ケアシステムでは、保健・医療・福祉のサービス提供を担う関係各機関が連携を取りながら、互いのサービスの提供や、助言、情報が得られる体制を整備する必要があります。その中心的な役割を果たすのが、地域包括支援センターです。

【自助・互助・公助】

ボランティアなどによる市民の自発的な活動は、無償、有償を問わず、地域における福祉活動の大きな力になっています。アンケート調査では、地域住民主体の健康づくりや趣味等のグループ活動への参加意向が見られます。また、相談先や手助けへの期待でも、地域での互助的な働きが西条市において伸びていく可能性がうかがえます。これら、地域における支え合いの力をさらに大きなものとするため支援します。

【共助・公助】

地域包括支援センターが全ての高齢者や家族の総合相談窓口となり、関係機関や地域の人々が連携した見守りや支え合い等のネットワーク化を図って、一人ひとりに合ったサービス提供のためのマネジメントを行います。

高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けられるよう、高齢者の虐待や一人暮らし高齢者の孤立を防ぎ、すでに前期において活動を開始している「認知症初期集中支援チーム」など認知症高齢者の増加に対応する施策を展開するとともに、地域における支え合いを推進します。

政策目標：地域福祉の推進

以上の視点から、高齢者にとって最も身近な存在である地域の支え合い機能を育て、制度や機関・団体の枠組みを超えて包括的に高齢者を支援できる仕組みづくりを目指し、「地域福祉の推進」を政策目標に掲げています。



3 「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて

地域包括ケアシステムは、保険者である西条市（行政）のみならず、高齢者福祉や介護、医療に関わるあらゆる事業者・団体、地域住民による活動、さらには将来の市を支える世代が協調・協働して構築していくものとなります。

本計画において重視する、地域包括ケアシステムの深化・推進に関わる要素と今後の方向性をまとめます。

（１）地域包括ケアの推進

■地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを目標に平成19年西条市直営で1か所設置されました。介護保険サービスだけでなく介護保険以外のサービスも利用しながら総合的に支援する身近な機関です。

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置し、権利擁護相談や虐待相談、介護サービス等、高齢者やその家族、地域住民の総合相談事業の充実を図ります。また、要介護状態にならないための介護予防事業の実施、介護支援専門員への相談支援等、包括的・継続的ケアマネジメント事業、介護予防ケアプランの作成等を行い、高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスを切れ目なく提供できるよう、地域における福祉・医療・保健など関係機関と連携し、ネットワークづくりに努めます。

また、2018年4月から、「西条市地域包括支援センターサブセンター西部」を設置し、効果的・効率的に事業を実施していきます。

■在宅介護支援センター

地域包括支援センターのランチ的機能として、市内9か所に設置されています。

在宅の要援護高齢者若しくは要援護となるおそれのある高齢者及びその家族を対象に相談窓口機能を中心とし、高齢者の支援（相談・見守り・訪問・実態把握・虚弱高齢者の発見等）や必要に応じて、関係機関と連絡調整を行い、地域包括支援センターと連携を図りながら高齢者の生活を支援します。また、介護予防教室や処遇困難事例等についても地域包括支援センターと連携・協力していきます。

■関係機関の連携

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるためには、高齢者のニーズや状態に応じた切れ目ないサービスが必要です。地域包括支援センターを中心に地域における福祉、医療、保健等の情報共有・連携がスムーズに行えるよう地域ケア会議や、ケース検討会を開催し、関係機関の連携や調整を行い高齢者の支援をしていきます。

(2) 参加と協働による地域福祉活動の推進

■地域福祉活動の支援

これからの超高齢社会を支えていくためには、身近な地域において高齢者の生活を支える地域福祉が非常に重要となります。地域福祉活動を推進するためには、地域の住民や諸団体並びにその他のボランティア団体によるボランティア活動の充実が必要となってくることから、活動の支援と団体の育成に努めます。

■社会福祉協議会の機能強化

社会福祉協議会は、地域住民をはじめ、様々な地域の関係団体のほか、自治体や社会福祉事業者など幅広い地域福祉関係者を構成員とし、市民主体による福祉活動への支援やボランティア活動の推進、福祉教育、まちづくり等に公共的な立場から取り組んでいます。

今後は、要援護者のニーズも多様化することが予想され、画一的ではなく一人ひとりに合ったサービスが提供できるよう、住民ニーズに立脚した地域福祉活動を一層推進していくとともに、介護保険サービスと連携したインフォーマルサービスの一層の提供促進が求められています。

社会福祉を支える中核としての役割を担うため、事業の企画及び運営の両面から、その機能強化を支援していきます。

(3) 地域における支え合いの推進

住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けられるようにするため、高齢者の虐待や一人暮らし高齢者の孤立を防ぎ、地域における支え合いを推進します。

■高齢者ネットワーク事業

一人暮らし高齢者や健康に何らかの不安がある虚弱高齢者等を地域住民や民生委員などが支え合い、高齢者が安心して生活できる環境づくりに努めます。

高齢者の安否確認を行いながら、地域ごとに見守り推進員を設置し、民生委員等との連携により地域支援体制を確立します。

■緊急通報装置設置事業

心臓病等により健康上不安がある一人暮らし高齢者に対し、緊急通報システム機器を貸与し、在宅生活が安心して送れるように支援します。

■ひまわり郵便事業

80歳以上の見守りが必要な一人暮らし高齢者を対象に、市の福祉サービス等の高齢者に役立つ情報を郵送し、高齢者の在宅生活に役立つように支援します。

(4) 福祉教育・広報活動の推進

高齢化が進む中で、市民が高齢社会に対する理解を深めるとともに、自らの問題として取り組む意識が持てるよう、あらゆる機会を利用して啓発活動を進めていく必要があります。

高齢者本人や介護家族等に対しては、実情に応じたサービスが適切に提供できるようにするため、適切な情報提供等、広報活動を充実させていきます。

4 日常生活圏域の設定

(1) 圏域の設定

地域包括ケアシステムの構築単位としても想定されている「日常生活圏域」は、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続しながら、きめ細かく多様なサービスが受けられるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して定める区域のことです。

西条市では第5期の介護保険事業計画において、基本的に旧市町単位とし、人口、サービス事業者の分布等も勘案して市内を以下の5区域に分け、日常生活圏域として設定しました。

- ①西条東（玉津・飯岡・大町）
- ②西条中（西条・神拝・神戸・橘・禎瑞）
- ③西条西・小松（氷見・小松）
- ④東 予
- ⑤丹 原

日常生活圏域の設定の考え方は継続されていることから、本計画においても、前計画と同様に5区域の日常生活圏域設定とし、地域包括ケアシステムの深化・推進に努めます。

(2) 各圏域の概要

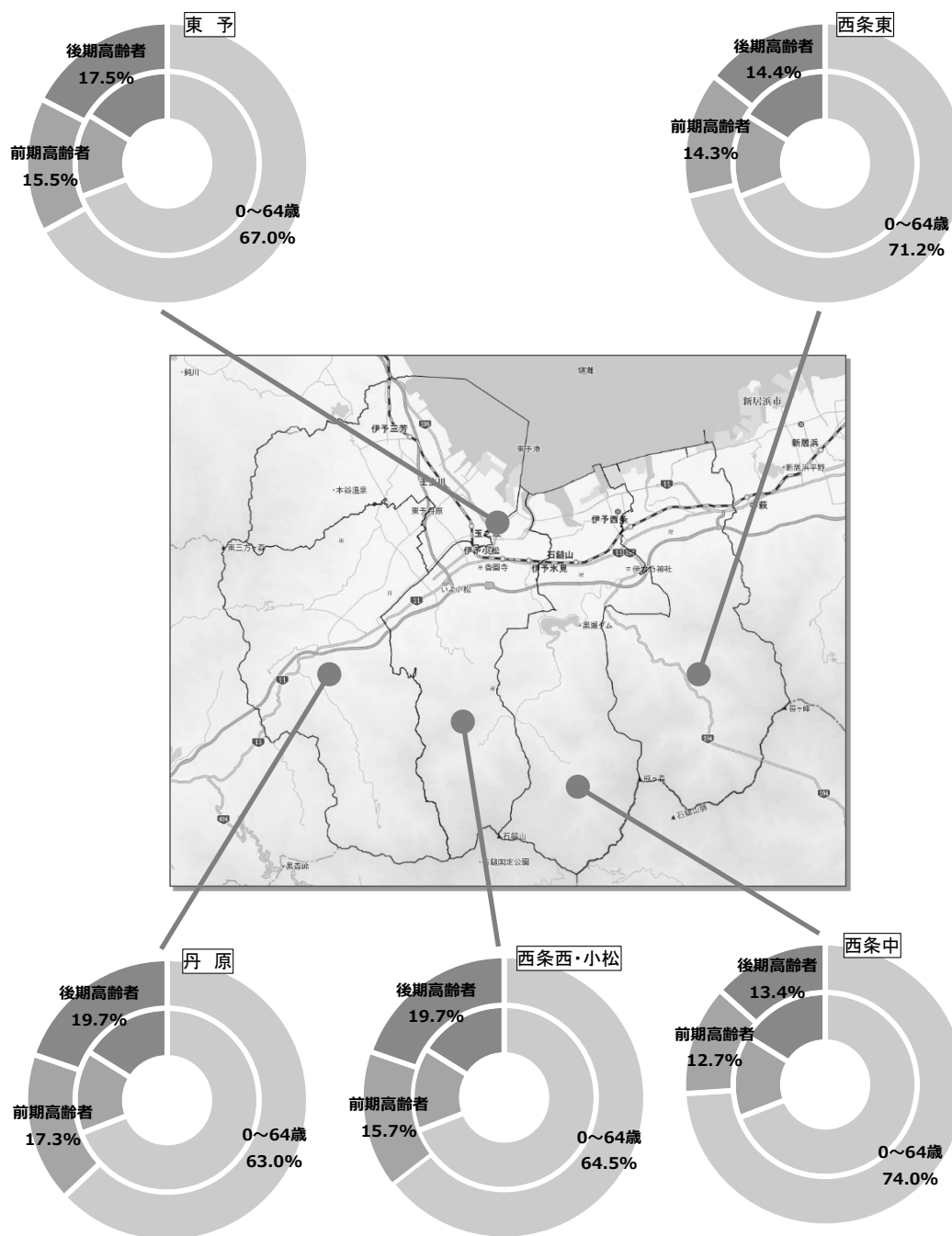
(人)						
圏域名	人口	前期 高齢者数	後期 高齢者数	高齢化率	要介護等 認定者数	サービス 利用者数※
西条東	26,100	3,743	3,764	28.8%	1,462	1,172
西条中	29,390	3,720	3,932	26.0%	1,431	1,140
西条西・小松	12,709	1,997	2,510	35.5%	1,064	887
東 予	30,588	4,752	5,338	33.0%	2,056	1,701
丹 原	12,078	2,087	2,383	37.0%	915	759
合 計	110,865	16,299	17,927	30.9%	6,928	5,659

出典：住民基本台帳（平成29年10月1日現在）

※サービス利用者数は平成29年4月～9月に1度でも利用したことのある人の数



▼日常生活圏域ごとの高齢者人口の割合



※内側の円は市全域の割合です。

出典：住民基本台帳（平成 29 年 10 月 1 日現在）

5 施策の体系図

